

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例

令和5年4月1日条例第4号

改正 令和6年3月6日条例第1号

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合職員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する常勤の職員の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、10人とする。

(定数外の職員)

第3条 次の各号に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外にあるものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定により休職にされた職員
- (2) 併任の職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月6日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。